第1回女性参画推進専門委員会での意見への対応等

資料１－１

	意見等	取組状況		関係資料	担当部局
1	<u>「参画」を検証・推進する指標の新設</u> 「復興に係る男女共同参画関連施策」を復興レポートそのものに書き込まれる必要がある。	A　提言の趣旨に沿って措置	「いわて復興レポート2014」の「防災のまちづくり」の項目に、防災・復興に男女共同参画の視点を持った取組を進めるために開催した講演会、ワークショップ、男女共同参画センターの普及啓発等について記載しました。	－	復興局
2	「参画」が重要な視点として掲げられるだけでなく、復興や「防災まちづくり」において履行されているかを検証し、推進する方策として、復興の進み具合を示す指標の中に、「県・市町村の震災復興委員会等における女性委員数」や防災のまちづくりにおける女性比率、ＮＰＯ活動、若者の活動支援、起業支援における女性代表者の比率などを新設されたい。	B　実現に努力しているもの	来年度、「いわて男女共同参画プラン」の指標の見直しが行われることから、復興の参画に係る指標についても検討していきます。	－	復興局 /環境生活部
3	<u>ジェンダー統計・分析の徹底</u> 「東日本大震災津波からの復興に関する意識調査」においては、単純集計にとどまらず、性別と年齢のクロス集計など詳しい分析を実施し、被災者の状況や意向をふまえて本格復興期のあらゆる取組を実施・検証されたい。	B　実現に努力しているもの	今年度の「復興に関する意識調査」において、可能なものから性別、地域別等のクロス集計などを行う予定です。 また、前回、ご質問のあった「男女別の進学率」については資料1-2のとおり。	資料1-2	復興局

	意見等	取組状況		関係資料	担当部局
4	<u>女性人材の育成</u> 少子化や地域衰退の根本的な原因のひとつは、女性のニーズに答える政策や支援策が十分でないこと、異なるライフステージにおいて女性が置かれる不利な状況やその可能性である。そのような状況や可能性を取り除くには、子どもを産み育てやすい環境や介護しやすい環境の整備に加えて、女性が、家庭、地域、職場、政策決定などあらゆるレベルに参画することが欠かせない。 復興や、地域衰退を乗り越える持続可能な地域の実現に向けて、男女共同参画に「理解」ある人を県民の中に増やすことに加えて、地域において男女共同参画を実践する人材や、参画できるリーダーを養成し、これらの人々が地域で活躍できる仕組みを整備されたい。	B　実現に努力しているもの	県では、平成12年から地域において男女共同参画を推進する人材である男女共同参画サポーターを養成し、全市町村にサポーターがおり、地域で自主的な組織を作って活動している方々もいます。 また、市町村との連携・協働を進めるため平成25年度からは、男女共同参画サポーターと市町村の協働事業を実施し、サポーターが地域で主体的な活動ができるような仕組みづくりにも取り組んでいます。 今後も、地域で男女共同参画の視点を持って活動する方が増え、活躍できるよう、取り組んでいきます。	資料1-3	環境生活部
5	<u>女性参画推進専門委員会のあり方</u> 本委員会の委員の専門性が発揮され、各事業が男女共同参画の視点をふまえたものとなるよう、委員会内に、例えば「なりわいの再生」に男女共同参画の視点をいかすための具体的な事業の進め方を検討するなど、課題・テーマ別で議論や検証を行うワーキンググループを設置されたい。ワーキンググループによる検討結果や提案は、本専門委員会に報告され、本委員会の提言に反映されるものとする。このようにすることで、本専門委員会の実効性が高められる。 また、本委員会の委員を主な対象として、ワーキンググループ設置あるいは第２回女性参画推進専門委員会前に、専門委員の役割の明確化と専門性向上を目的とした機会を用意されたい。それにあたっては、例えば「東日本大震災津波からの復興に係る専門委員」の大沢真理東京大学社会科学研究所教授などから、女性・多様な人の参画やニーズを反映した取組のあり方、男女共同参画と復興の県民生活のさまざまな分野との関連性などについて講義をいただき、本専門委員会からの県への提言が、真に復興に貢献するものとしたい。	A　提言の趣旨に沿って措置	ご提案を踏まえ、昨年10月に、「女性参画による被災地のなりわいの再生」について検証、議論をするため、委員長を始め委員４名、有識者２名によるワーキンググループを設置しました。	資料2	復興局
6	<u>児童生徒の肥満対策について</u> 震災前から岩手県の子どもたちの肥満の問題があったが、震災後にますますその傾向が強まったとの話がある。県として積極的に対策をとられたい。	B　実現に努力しているもの	資料１-4のとおり。	資料1-4	教育委員会

	意見等	取組状況		関係資料	担当部局
7	<u>6次産業化、女性グループの起業支援について</u> ６次産業化の支援、女性グループの起業の際の融資の緩和や支援について検討されたい、	Ａ　提言の趣旨に沿って措置	融資である以上、返済が可能かどうかの審査をクリアする必要がありますが、融資対象物件以外の担保や第三者保証人（同一経営の範囲内の保証人以外の保証人）の提供がなくても、保証が受けられる制度が、岩手県農業信用基金協会で用意されています。 例えば、農業近代化資金等の主な制度資金については、個人1,800万円、法人3,600万円（いずれも認定農業者の場合）まで実質無担保・無保証人で保証を行っています。 詳しくは、融資相談を行っている金融機関まで相談願います。	―	農林水産部
			平成27年度いわて６次産業企業化促進事業費補助金において、女性が主体となった取組については、補助上限額を通常の300千円から500千円とし、その取組を支援します。 事業の詳細については、資料1-5のとおり。	資料1-5	
8	<u>生活支援相談員について</u> 生活支援相談員が不足しており、その確保が難しい状態。将来的な見込や、例えば、経験年数がケアマネージャー等の受験資格に換算されるようになれば、確保しやすくなるのではないか。	Ｂ　実現に努力しているもの	生活支援相談員の不足については、被災地において福祉の有資格者を中心に人材が不足していること、生活支援相談員の国の予算が単年度ごとの措置のため継続雇用への不安から応募が少なかったことなどが挙げられます。 県としては、生活支援相談員の配置に必要な中長期にわたる安定した財源の確保を引き続き、国に対し強く要望していきます。	―	保健福祉部
			なお、介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格については、平成27年度から国による受験資格見直しにより厳格化されますので、当面は実現困難となっています。 県としては、生活支援相談員としての実務経験を活かして、福祉施設等での就労を希望する場合は、マッチング等の支援をしていきます。	―	